

- (一) 婦人部の任務
- (二) 協同的に行動に導かせるやう、婦人組合員、闘争水準を高め、組合に参加せしめること。
- (三) 各段階に於ける婦人部の機能
- (四) 婦人労働者組織訓練の基礎案作成
- (五) 各組合婦人部の指導と統制
- (六) 地方評議會婦人部の機能
- (七) 新居組合婦人部の連絡
- (八) 本部事務局の処理
- (九) 情報の蒐集並に本部婦人部への報告
- (十) 婦人組合員の連絡
- (十一) 婦人組合員の教育、訓練に关し特殊の方法を講ずること
- (十二) 未組織婦人、組織並に宣傳に关し、特殊の方法を講ずること
- (十三) その他婦人労働者一切の問題に关し当該部門との協働
- (十四) 情報の作製
- (十五) 本部及地方評議會よりの移轉事務の処理
- (十六) 婦人部の構成

(1) 本部婦人部は中央常任委員会にて互選されたる部長及び中央常任委員任  
 命の部員若干名を以て構成する。

(2) 地方評議會令婦人部は地方評議會令の常任執行機関として互選されたる部長及び  
 所属組合の婦人部長を以て構成する。

(3) 組合婦人部は組合の執行機関として互選されたる部長及び任命されたる部員  
 若干名を以て構成する。

提案理由を説明し質問に入り相違点ありたる後討論に移りたるに反対者  
 續出し委員附託とある。

第三日 (四月十三日)

午前十時 議長野田律太開會を宣し、今時ト罷に換束せられたる関東全属の  
 松屋直義、釈放を告げ拍手裡に議事に入る。代議員前日と同様に招待者  
 約五十名、傍聴者臨時約二百五十名を集し盛會ありし。我余の議案は静寂に  
 一陽千里格別、論議もよく議了した。

八 運動方針に關するテ一七 (本部提出) 委員附託 (結局撤回)

本論は世界資本主義の形勢と労働階級の統一戦と、大問題より書き始め  
 今迄の運動方針として集中的組織の充實、未組織労働者の組織運動、工場  
 委員会の運動、争議の方策、教育方針の確立、政治運動、労働組合の統一運  
 動の七項目を分類して詳述した。右のありしと内容充實せしめて非難攻撃  
 續出し、結局中村義明外十名の委員附託とある。

九 徒弟制度撤廃に關する件 (大阪造船提出) 可決